

愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方

令和 2 年 10 月 19 日 整理

1. カリキュラム等の検討に対する考え方

愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能を踏まえ、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第2条第2項における愛玩動物看護師が業として行う行為について、適切に実践できる能力を養成する。

2. 愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について

< 獣医療分野において求められるもの（診療の補助、愛玩動物の看護） >

- 愛玩動物看護師は、様々な業務を高いレベルで実現できることが期待されていること。
- 愛玩動物看護師は、安全第一なサービスを提供し、そのサービスについて責任を持つことが求められており、そのための正確な知識と技術を備えていることが必要であること。
- 診療の補助については、診療の効率化に繋がるものであることが求められていること。
- 看護については、疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話等を行うものであることから、然るべき獣医学的知識・技能に基づき行われることが求められていること。
- 具体的な例として、以下の業務を求められている。
 - ・ 窓口業務として、飼育者からの問診事項の聴取、飼育者への説明（ワクチン、フィラリア予防等）を行うこと。
 - ・ 処置業務として、動物の保定、患部処置（洗浄・消毒、包帯）、内用薬の投与、外用薬の塗布、輸液剤の注射、歯科処置の補助、マイクロチップの装着及びリハビリテーションの補助を行うこと。
 - ・ 検査業務（検査結果に基づく診断は除く。）として、検体（血液、尿、便、粘膜スワブ、体表組織等）を採取し、検体検査を行うこと。また、生理検査（心電図、心音図、超音波検査）を行うこと。
 - ・ エックス線検査業務として、検査準備及び必要な放射線防護措置を講じた上での保定を行うこと。

- ・ 入院業務として、入院動物への給水・給餌、病状の観察、輸液・酸素吸入ラインの管理を行うこと。
- ・ 手術業務として、麻酔時のモニター管理や獣医師の具体的な指示に基づき麻酔量の調整等を行うこと。
- ・ 救急救命業務として、獣医師の具体的な指示に基づき心肺蘇生処置を行うこと。獣医師が即応できない場合等においては、獣医師があらかじめ定めた手順書に従い、心肺蘇生処置を行うこと。
- ・ 文書管理業務として、動物看護記録を作成し、適切に管理すること。
- ・ 施設管理業務として、診療機器、診療器具、その他院内設備の衛生管理（滅菌・消毒）を行うこと。

※ なお、愛玩動物看護師が診療の補助を行う際の獣医師の指示については、獣医師の個別具体的指示を基本とし、予め、獣医師による診療計画が立てられている場合や心肺蘇生処置が必要な場合等については、獣医師の個別具体的指示を求めないこととする。

<愛護・適正飼養分野で求められるもの>

- 愛玩動物看護師は、獣医療分野では特に飼い主に近い存在であり、飼育者に対して適正飼養に関する啓発・指導を行う役割を担うことが求められていること。
- 愛玩動物看護師は、「医食住学遊産」と多様な拡がりつつあるペット関連産業分野において、動物取扱責任者をはじめとした指導者的役割が期待されること。
- 愛玩動物の適正飼養に係る社会的ニーズの多様化を踏まえ、災害発生時のペット連れの被災者への対応や動物介在・教育活動、栄養管理やグルーミングをはじめとした日常の管理やしつけ、動物との暮らし方（飼育環境づくりやペットライフの過ごし方）について、体系的な知識を持ち、地域社会で包括的な役割を担うことが期待されること。
- 動物愛護管理行政分野において、専門的知識を持ち地域住民とコミュニケーションを図れる貴重な人材として公務員愛玩動物看護師として活躍すること。
上記分野での活躍は、対動物はもとより対人へのアプローチが前提であり、履修カリキュラムにおいて当該アプローチの専門知識を学ぶことが重要であること。
- 愛玩動物看護師の業務は、動物愛護管理法の理念に沿ったものであることや動物衛生管理の延長線上にあることに留意し、各専門領域（トリミング、訓練等）における目的や到達目標との差別化を図った役割が求められること。
- 動物の取扱いに関する実務的な技術に加え、「愛護及び適正飼養」分野を体系的に理解し、社会に還元できる人材育成のために、動物愛護管理法はもとより自

然環境保全分野等を含む多様な知識経験と技術的能力を学ぶほか、動物福祉や動物に対する多様な考え方に関する理解を深めることにより、人と動物が共生する社会の実現に寄与する幅広い素養を身につけること。

- 具体的な例として、以下の業務を求められている。
 - ・ 動物取扱業者への指導監督や生活環境保全上の支障を防止する為の一般家庭の飼い主への対応等が求められる動物愛護管理行政分野において、指導的立場を有する動物愛護管理担当職員としての業務に携わること。
 - ・ 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ等の支援を行うこと。
 - ・ 動物のライフステージに合わせた適正な栄養管理に関する支援を行うこと。
 - ・ 動物に対する日常の手入れ、グルーミング等及び高齢動物に対する安全な生活環境の提供に資する支援を行うこと。
 - ・ 動物介在教育(AAE)、動物介在活動(AAA)及び動物介在療法(AAT)における技術提供及び指導を行うこと。
 - ・ 動物飼養の困難者(高齢者)等に対する飼育支援、技術提供等を行うこと。
 - ・ 災害発生時における被災動物の適正飼養や保管・管理のための技術的な支援を行うこと。

＜活動する分野を問わず求められるもの＞

- 専門的な知識の下、チーム獣医療のメンバーと情報を共有し、飼い主との良好なコミュニケーションを図るための能力が求められていること。
- 密接な関係にある「診療の補助」、「愛玩動物の看護」及び「愛護及び適正飼養」のいずれについても必要かつ十分な知識を学習していること。

3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点

愛玩動物看護師のカリキュラム等の内容の検討に当たっては以下のことに留意する。

- 社会的信頼性の確保のためにも、試験やカリキュラムのレベルは下げるべきではないこと。
- 養成所の修学期間が3年になったことを踏まえ、教育内容の高度化・充実化を図る必要があること。
- 労務管理や企業法令遵守など、企業活動を行う側の視点や知識についても国家資格者は理解しておく必要があること。
- 講習会では、技術習得のための実習が必要であること。
- 現在の認定動物看護師試験の受験資格校については、法附則第2条第1号の特例措置の対象とすべきものであること。

- 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の国家資格の受験資格を得るための要件を必要以上に厳しく設定しないこと。
- 授業や講習会の実施に当たっては、eラーニング等の活用も視野に入れること。